



基発第 0215002 号
平成 17 年 2 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

特定化学物質等障害予防規則等の一部改正について

特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 14 7 号）並びに作業環境測定基準の一部を改正する告示（平成 16 年厚生労働省告示第 3 6 8 号）及び作業環境評価基準の一部を改正する告示（平成 16 年厚生労働省告示第 3 6 9 号）は、それぞれ平成 16 年 10 月 1 日に公布され、平成 17 年 4 月 1 日から施行され、及び適用されることとなった。

今回の改正は、作業環境測定の結果の評価に用いる管理濃度について、厚生労働省労働基準局に設置した管理濃度等検討会において、近年の化学物質等の人体への影響についての医学的知見や作業環境測定技術の最新の状況等を踏まえて見直しの検討をしてきたところ、その検討結果が取りまとめられたことから、今般、これを踏まえて管理濃度の新規設定及び改定を行うとともに、その他所要の整備を図ったものである。

ついては、今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、下記の事項に留意して、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の要点

1 特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）関係

三酸化砒素について、作業環境測定の結果の評価を行わなければならない物に追加するとともに、その評価の記録を 30 年間保存する物に追加したこと（第 36 条の 2 関係）。

2 作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）関係

- (1) 粉じん濃度の測定方法のうち、分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法について、分粒装置の特性を変更したこと（第 2 条関係）。
- (2) 空気中の石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）の粉じんの濃度の測定方法のうち、ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法によるものを削除したこと（第 10 条関係）。

- 3 作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）関係
三酸化砒素について管理濃度を新たに設定するとともに、シアン化カリウム等21物質について管理濃度の改定を行ったこと（別表関係）。

第2 細部事項

1 特定化学物質等障害予防規則関係

(1) 第36条の2第1項関係

三酸化砒素について、最新の医学的知見等により管理濃度を設定することが可能となったことから、これを作業環境の測定の結果を評価しなければならない物に追加したものであること。

(2) 第36条の2第3項関係

第36条の2第1項の規定に追加した三酸化砒素は特別管理物質であるため、その作業環境測定の結果の評価の記録についても他の特別管理物質と同様、30年間の保存を要することとしたこと。

2 作業環境測定基準関係

(1) 第2条第2項関係

分粒装置の特性の変更は、分粒装置を透過する粒子である吸入性粉じんの定義を、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）やISO（国際標準化機構）等国際的に広く用いられているレスピラブル粒子の定義に合わせたことに伴うものであること。

また、この特性の変更に伴い、使用する分粒装置については較正されている必要があること。

(2) 第10条第1項関係

石綿の粉じん濃度の測定方法については、繊維の本数を計測するものであり、ろ過捕集方法及び計数方法によるもので足りることから、ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法によるものを削除したものであること。

3 作業環境評価基準関係

(1) 別表関係

最新の医学的知見及び作業環境測定技術を踏まえて、三酸化砒素について管理濃度を新たに設定するとともに、シアン化カリウム等21物質について管理濃度の改定を行ったこと。

(2) 経過措置関係

今般、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）に係る管理濃度が改定されたことに伴い、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第9号。以下「7年政令」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされたアモサイト及びクロシドライトに係る管理濃度も改定する必要があることから、作業環境評価基準別表第5号を「石綿（アモサイト及びクロシドライト（7年政令附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされたものを除

く。)を除く。)」と読み替えることにより、7年政令附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされたアモサイト及びクロシドライトに係る管理濃度についても、改定後の「5マイクロメートル以上の繊維として0.15本毎立方センチメートル」とすることとしたこと。

第3 関係通達の一部改正

- 1 昭和51年2月18日付け基発第206号「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」の2の(1)のイの表中の分粒装置の欄及びエックス線回折装置の欄を次のとおり改める。

分粒装置	作業環境測定基準第2条第2項に規定する特性を有するもの
エックス線回折装置	遊離けい酸の測定を行うことができるもの(附属品を含む。)

- 2 平成2年7月17日付け基発第461号「作業環境測定特例許可について」の別表を別添のとおりに改める。
- 3 平成8年2月20日付け基発第72号「作業環境測定の記録のモデル様式の改正について」の作業環境測定結果記録表(A 粉じん用)の12の㊸管理濃度の欄中「 $E=2.9/(0.22Q+1)=$ 」を「 $E=3.0/(0.59Q+1)=$ 」に改める。
- 4 平成16年3月19日付け基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」の別添7の表中のエックス線回折装置の欄を次のとおり改める。

エックス線回折装置	遊離けい酸の測定を行うことができるもの(附属品を含む。)
-----------	------------------------------

別添

有機溶剤	t の値	有機溶剤	t の値
イソブチルアルコール	1	アセトン	3
イソプロピルアルコール		エチレングリコールモノエチルエーテルアセート	
イソペンチルアルコール		酢酸イソプロピル	
エチレングリコールモノブチルエーテル		酢酸エチル	
オルトージクロルベンゼン		N、N-ジメチルホルムアミド	
キシレン		スチレン	
クレゾール		テトラクロルエチレン	
酢酸イソブチル		1,1,1-トリクロルエタン	
酢酸イソペンチル		トルエン	
酢酸ブチル		1-ブタノール	
酢酸プロピル		メタノール	
酢酸ペンチル		メチルイソブチルケトン	
シクロヘキサノール		メチルエチルケトン	
シクロヘキサノン		エチルエーテル	10
2-ブタノール		エチレングリコールモノエチルエーテル	
メチルシクロヘキサノール		エチレングリコールモノメチルエーテル	
メチルシクロヘキサノン		クロルベンゼン	
		酢酸メチル	
		1,2-ジクロルエチレン	30
		テトラヒドロフラン	
		1,4-ジオキサン	
		1,1,2,2-テトラクロルエタン	
		トリクロルエチレン	
		ノルマルヘキサン	100
		メチルブチルケトン	
		クロロホルム	
		四塩化炭素	300
		1,2-ジクロルエタン	
		ジクロルメタン	300
		二硫化炭素	

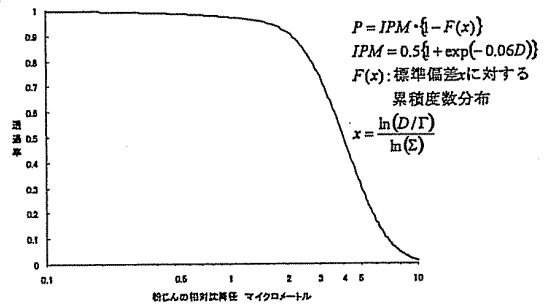
(参考)

一 特定化学物質等障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（測定結果の評価） 第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の狀態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。 2 （略） 3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19、24、29若しくは30に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。	（測定結果の評価） 第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13、14、16から25まで、27から31まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の狀態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。 2 （略） 3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、19、24、29若しくは30に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

改 正 後	現 行
（粉じん濃度等の測定） 第二条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第二十一条第一号の屋内作業場における空气中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 三 （略） 四 空气中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。 イ 分粒装置を用いるる過捕集方法及び重量分析方法 ロ 相対濃度指示方法（当該単位作業場所における一以上の測定点においてイに掲げる方法と同時にを行う場合に限る。） 2 前項第四号イの分粒装置は、その透過率が次の図で表される特性を有するもの又は次の図で表される特性を有しないもののうち当該特性を有する分粒装置を用いて得られる測定値と等しい値が得られる特性を有するものでなければならない。	（粉じん濃度等の測定） 第二条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第二十一条第一号の屋内作業場における空气中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 三 （略） 四 空气中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。 イ 分粒装置を用いるる過捕集方法及び重量分析方法 ロ 相対濃度指示方法（当該単位作業場所における一以上の測定点においてイに掲げる方法と同時にを行う場合に限る。） 2 前項第四号イの分粒装置は、その透過率が次の図で表される特性を有するもの又は次の図で表される特性を有しないもののうち当該特性を有する分粒装置を用いて得られる測定値と等しい値が得られる特性を有するものでなければならない。



備考 この図において、 P 、 D 、 G 及び S は、それぞれ次の値を表すものとする。

- P 透過率
- D 粉じんの相対沈降速度 (単位 マイクロメートル)
- G 4.25 マイクロメートル
- S 1.5

3
7 (略)

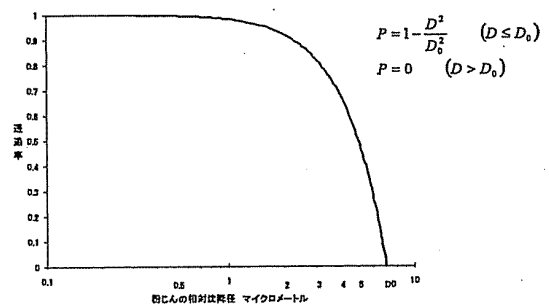
(特定化学物質等の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 空気中の石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）の粉じんの濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によること。

2
5 (略)



備考 この図において、 P 、 D 及び D_0 は、それぞれ次の値を表すものとする。

- P 透過率
- D 粉じんの相対沈降速度 (単位 マイクロメートル)
- D_0 7.07 マイクロメートル

3
7 (略)

(特定化学物質等の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 (略)

二 空気中の石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）の粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。
イ ろ過捕集方法及び計数方法
ロ ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法

2
5 (略)

三 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{0.59Q+1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 （単位 mg/m³） Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 （単位 パーセント）	一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{2.9}{0.22Q+1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 （単位 mg/m³） Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 （単位 パーセント）
二～四 （略）	（略）	二～四 （略）	（略）
五 石棉（アモサイト及びクロシドライトを除く。）	五マイクロメートル以上の繊維として〇・一五本毎立方センチメートル	五 石棉（アモサイト及びクロシドライトを除く。）	五マイクロメートル以上の繊維として二本毎立方センチメートル
六～十三 （略）	（略）	六～十三 （略）	（略）
十三の二 三酸化砒素	砒素として〇・〇〇三mg/m ³		

十四	シアン化カリウム	シアンとして三 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
十五	シアン化水素	三 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
十六	シアン化ナトリウム	シアンとして三 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
十七〜十九	(略)	(略)
二十	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として〇・〇二五 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十一〜二十三	(略)	(略)
二十四	パラニトロクロルベンゼン	〇・六 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十五	弗化水素	二 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十六・二十七	(略)	(略)
二十八	ベンゼン	一 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十九	(略)	(略)
三十	マンガ及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガとして〇・二 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
三十一	(略)	(略)
三十二	硫化水素	五 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$

十四	シアン化カリウム	シアンとして五 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
十五	シアン化水素	五 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
十六	シアン化ナトリウム	シアンとして五 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
十七〜十九	(略)	(略)
二十	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として〇・〇五 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十一〜二十三	(略)	(略)
二十四	パラニトロクロルベンゼン	一 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十五	弗化水素	三 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十六・二十七	(略)	(略)
二十八	ベンゼン	一〇 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
二十九	(略)	(略)
三十	マンガ及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガとして一 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$
三十一	(略)	(略)
三十二	硫化水素	一〇 $\frac{\text{mg}}{\text{m}^3}$

三十三 (略)	(略)
三十四 鉛及びその化合物	鉛として 0.05 mg/m^3
三十五 アセトン	500 ppm
三十六 (略)	(略)
三十七 イソプロピルアルコール	200 ppm
三十八～四十四 (略)	(略)
四十五 キシレン	50 ppm
四十六～四十九 (略)	(略)
五十 酢酸イソプロピル	100 ppm
五十一 (略)	(略)
五十二 酢酸エチル	200 ppm
五十三～六十二 (略)	(略)
六十三 ジクロルメタン (別名 二塩化メチレン)	50 ppm
六十四 (略)	(略)
六十五 スチレン	20 ppm

三十三 (略)	(略)
三十四 鉛及びその化合物	鉛として 0.1 mg/m^3
三十五 アセトン	750 ppm
三十六 (略)	(略)
三十七 イソプロピルアルコール	400 ppm
三十八～四十四 (略)	(略)
四十五 キシレン	100 ppm
四十六～四十九 (略)	(略)
五十 酢酸イソプロピル	250 ppm
五十一 (略)	(略)
五十二 酢酸エチル	400 ppm
五十三～六十二 (略)	(略)
六十三 ジクロルメタン (別名 二塩化メチレン)	100 ppm
六十四 (略)	(略)
六十五 スチレン	50 ppm

六十六、六十九 (略)	(略)
七十 トリクロルエチレン	二五 四
七十一・七十二 (略)	(略)
七十三 ノルマルヘキサン	四〇 四
七十四、八十一 (略)	(略)

備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空気中における濃度を示す。

六十六、六十九 (略)	(略)
七十 トリクロルエチレン	五〇 四
七十一・七十二 (略)	(略)
七十三 ノルマルヘキサン	五〇 四
七十四、八十一 (略)	(略)

備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空気中における濃度を示す。